

- 対面での実施が原則であった点呼業務について、確実性を高めることで**安全性を向上**させるとともに**労働生産性の向上を図るため、ICTを活用可能とする制度の策定**の検討に令和3年から着手。

点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

ICTの活用による高度化

令和4年7月～：運用開始

遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声を中継する機器を介して、遠隔で点呼を実施

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**
- 新型コロナウイルス等感染症の予防

令和3年度：機器要件等のとりまとめ、制度化
令和4年7月～：運用開始

令和5年1月～：乗務後自動点呼運用開始

乗務後自動点呼

自動点呼機器（ロボット等）に点呼時の確認、指示項目を代替させて点呼を実施

点呼支援機器

運転者

自動



点呼



<主な効果>

- **人的ミスの減少**による点呼の**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**
- 新型コロナウイルス等感染症の予防



運行管理者

自動点呼のイメージ

令和3年度：機器要件等のとりまとめ
令和5年1月～：乗務後自動点呼制度運用開始